

社団法人 埼玉私保連



広報

No.109

2010. 12. 31

発行



芋ほり遠足 おっきなおいもがほれるかな

Saitamaken Siritu Hoikuen Renmei

地区懇談会

平成22年7月、埼玉私保連の東西南北4ブロック毎に情報懇談会が開催されました。6月に全国大会を終えたばかりにも関わらず、昨今の保育業界をめぐる情勢は年次厳しさを増している



ことから、多くの方々の参加をいただきました。補助金、少子化、職員確保、保護者対応等、各地域における問題点が挙げられました。特に保育制度自体を揺るがす一般財源化、幼保一体化問題に関しては、関心が高く多くの苦情や活発な意見交換がなされました。



平成23年度保育関係予算要望に関する埼玉県との面談会

日 時：10月19日(火) 午前10：30～12：00

場 所：埼玉会館 7A会議室

平成23年度保育関係予算を巡って、埼玉県少子化対策局と埼玉県私立保育園連盟との面談が行われました。県側からは少子化対策局長の後閑氏、子育て支援課、社会福祉課の担当から計7名が出席し、埼玉私保連側からは約50名が参加して積極的に意見を交換しました。

始めに森田会長が埼玉私保連としては新システムに反対であるという意味をこめた開会挨拶があり、次いで石原予対部長からあらかじめ提出しておいた保育関係予算要望9項目について「項目の現状と課題」「項目を実施した場合の効果」などについての説明をしました。県の各係から該当する項目に対する回答がなされましたが、残念なことにいずれの項目についても判で押したように、県の財政事情が苦しいことから現行の補助制度を維持し後退させないのが精一杯である、という説明に終始し、国へは増額を要望しておくという程度の内容でした。唯一目立ったのは障害児保育対策補助に関して、発達障害の子ども（気になる子）に対する支援について、県としてプロジェクトチームを作り取り組んでいるので、県独自の対策が期待されることが挙げられました。

最後に加藤副会長から埼玉県、埼玉私保連ともに子どもの保育・子育てという共通の目標を持ってやっているの、子どもの最善の利益の実現を目指して頑張っていましょと挨拶し閉会しました。



保育3団体主催



「子ども・子育て新システム」を考える集い

平成22年9月24日(金)大宮にて、日本保育協会埼玉県支部・埼玉県保育協議会・埼玉県私立保育園連盟の保育3団体主催による、「子ども・子育て新システム」を考える集いが開催されました。パネルディスカッションでは、パネラーとして厚生労働省(少子化対策企画室)・牛島聡氏、福島大学人間発達文化学類教授・大宮勇雄氏、保育園を考える親の会代表・普光院 亜季氏を招き、各団体加盟の会員(公立園、私立園)総勢145名の参加をいただきました。



冒頭の挨拶で、本連盟の森田会長より、保育制度の改革が改悪にならないように、声をあげ、改善策を示していかなければならない。保育がサービスと言い換えられて、競争原理、経済戦略が導入されていくことは子どもの育ちを保障できるものではない。児童福祉法に基づき福祉が崩壊しないように、3団体が歩調をそろえ運動を仕掛けていく時であるとして、3団体で結集する意義が述べられました。

牛島氏から、厚労省が現在示している「子ども・子育て新システム」の基本制度案要綱について説明を受けた後、埼玉県保育協議会 吉田会長をコーディネーターにパネルディスカッションとなりました。

大宮氏は、厚労省の説明に対して、「利用者(子ども)本位」「多様な利用者ニーズ」への対応というが、なぜ市町村の保育の実施義務をなくすのか? 市町村に応諾義務を課するというが、園が正当な理由なく入所を断ったことなどをどうやって調べるのか? ひとり親・虐待・障害など優先順位が高くても入れないことが起こりうるのではないか、利用者(子ども)本位に対する矛盾点や市町村責務の曖昧さと市町村の実施責任(児童福祉法24条)の消滅が及ぼす弊害を強く指摘しました。



普光院氏は、待機児はずっと以前からいるが、増えてきた時になぜ保育園を増やさなかったのか、なぜ規制緩和で対応してしまったのか、そうしてお金をかけてこなかったことが現在の保護者の切羽詰った状況などを生んでいる。財源確保がなければどんなシステムになっても保護者のおかれている状況は良くならない、そして保育の質は下がる。セーフティーネットがはずされ、保育所が児童福祉施設の機能を失うことは、社会の大きな損失につながる。地域主権というのが、主権者はだれなのか？ 知事なのか、市長なのか？ 自治体も財政難という実情をかかえている。保護者自身で保育所を選べといわれても、実際には保育所に入れるのか？ 子どもの立場から、絶対これ以上下げてはいけないという基準は国が定めてほしい。格差社会の広がりの中、家庭の経済力で差別されるようなことはしないでほしい、と訴えました。



参加者からは、都市部公立の200人以上が入所する保育園の過酷な実態が語られ、劣悪な保育環境や職員処遇を厚労省はきちんと掴んでいくべきである。保育園ではコミュニケーションを通して大人や仲間を信頼し、人との関わりを丁寧に築いていくことを大切にしているが、そのような環境を維持できるのか非常に心配である。施設が無ければどんなシステムがあっても駄目、まず保育所を沢山つくること、それが厚労省の役割ではないか、などの力強い発言がありました。

閉会のまとめの挨拶として日本保育協会埼玉県支部 大鹿支部長は、厚労省の矛盾が多く指摘された。子ども手当という餌を撒いたが、施策として保育園をつくるべきである。予算



がないからシステムをつくるという流れのようだが、保育の質を高めるために力を尽くしていかなければならない。私たちのこの気持ちを広く伝えていきたい。本日の集いで話し合われた意見を厚労省に持ち帰って、「子ども・子育て新システム」の会議に反映させてもらいたい、と締めくくりました。

研修会報告



テーマ：「保育制度改革は保育園をどのように変えてしまうのか」

講師：伊藤周平氏（鹿児島大学法科大学院教授）

平成22年5月20日(木)埼玉会館で行なわれた埼玉私保連定期総会に続き、午後2時より研修会が開催されました。新保育制度の問題点と課題「国が進めようとしている保育制度改革は、保育の現場に何をもちたらすのか？」と題し、現改革案の問題点を掘り下げて説明していただきました。以下、概要を報告します。

1. はじめに 理解されていない新保育制度

新保育制度は介護保険をモデルケースとしているが、現状の介護保険制度においては、特別養護老人ホームなど公的施設の増設を抑制し、低所得の要介護者の行き場をなくしている。群馬県渋川市の事件は高齢者福祉の後退と「ヤミ市場」の拡大という制度の崩壊を明らかにしている。これまでの保育制度においても、保育サービス制度の導入、企業参入の解禁、公立保育所の民営化、保育士配置の規制緩和等、公的保育制度を空洞化させる政府方針が徐々に取られてきたが、それは保護者や保育者を主体とした保育運動によって、劇的な転換は行なわれずにきた。しかし、小泉改革の経済財政諮問会議や規制改革会議などで、保育所入所の直接契約方式導入が執拗に提言されており、公的保育制度を切り崩すために認定こども園が制度化された。このような状況の中、社会保障審議会少子化対策特別部会は「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けて」と題する第一次報告をまとめ、市町村が保育の実施義務を負う現在の公的保育制度を解体し、直接契約・直接補助方式を基本とする「新たな保育の仕組み」を提言した。先行事例として問題が噴出している介護保険や障害者自立支援法の実態を無視し、保育制度が介護保険化されようとしているのに、保育関係者の間では新保育制度の内容や問題点が理解されていない現状がある。

2. 児童福祉法と公的保育制度

児童福祉法に基づく保育所入所では保護者と市町村との契約（公的契約）という形で、市町村に保育の実施義務があり、私立認可保育所が保育を実施する場合、市町村が保育の実施を私立保育所に委託する形式である現在、この公的保育制度の特徴と意義は次の4点に要約できる。①公的保育制度は憲法25条に基づき「保育に欠ける」児童に対し国や自治体の責任で必要な保育を実施することで、児童の保育を受ける権利と発達保障の権利、保護者の働く権利を保障してきた。②市町村には保育所を整備する責任があり、整備されるべき保育所は児童福祉施設最低基準以上の水準が確保された認可保育所でなければならない。③財政責任も含めた公的責任が明確化され、公立・社会福祉法人に関わらず財政的に安定した保育の実施費用が支給されることで保育所の安定性と継続性を確保してきた。④全国的な最低基準の設定と保護者の所得に応じた保育料負担（応能負担）により、全国レベルで保育のナショナル・ミニマムを維持・保障してきた。

3. 新保育制度の問題点① 市町村の保育の実施義務の消滅

新保育制度では市町村に保育の実施義務がなくなり、保育費用の給付義務に後退する。厚生労働省が主張する市町村の実施義務とは、保育の現物支給義務ではなく保育サービスを利用した場合の費用を給付する義務に過ぎず、これは保育の実施に関しては直接契約方式となることにほかならない。また、保育所に応諾義務が課せられたとしてもその実行力には疑問が残る。介護保険法や障害者自立支援法のもとでも、運営基準で応諾義務が課せられているが、重度の障害者が受け入れ態勢が整わないことを理由に入所を拒否される事例が多々あり、いわゆる逆選択状態となっている。また、市町村の保育実施義務がなくなれば必然的に保育所設置義務もなくなり、積極的に公立施設を増やすことはなくなる。その条件におかれている障害者自立支援法では、市町村は障害福祉計画をたてるだけであり、サービス量や施設数は増えていない。介護保険においては大幅な規制緩和により在宅サービスに多くの企業が参入したものの、介護保険施設は微増で入所待機者は多数残されたままである。しかも介護報酬を引き下げ続けた結果、介護事業から撤退する企業が増大し、低所得の高齢者を中心に行き場を失う「介護難民」が生じている。従って、保育分野においても「保育難民」を生じさせる可能性が非常に高い。特に介護保険をモデルとすると市町村は待機児数の把握ができなくなり、その仕組みにおいて実効的な保育所整備計画を立てることは不可能となる。

新保育制度では基準が大幅に緩和されるため、企業が参入し易くなる結果、保育所運営が不安定となり、保育士の労働条件の悪化、リストラやパート化が進み、保育の質の低下となって子ども達にも影響を及ぼす。すでに介護保険法のもとでは規制緩和により介護労働者の労働条件が悪化し、担い手不足が顕著になっており、劣悪な労働条件や過重労働からサービスの質の低下や介護事故の増大をもたらしている。

4. 新保育制度の問題点② 保育料の応益負担と要保育認定

保育料の応益負担化はこれまで低額で保育所を利用してきた保護者の利用を抑制し、低所得者や生活困窮者世帯の子どもが必要な保育が受けられないという問題を生じる。現に小泉改革で強行された「三位一体改革」の影響で、各自治体の保育料値上げが続き、保育料の未納・滞納が増大している。現在の保育制度では未納・滞納者も児童福祉法上保護されるが、直接契約になると契約の債務不履行ということになり、契約解除、即ち退所事由となる。また、未払い保育料の督促・取り立ても全て保育所の責任となり市町村からの補填もないため、保育所運営に赤字の危機をもたらし、良心的な保育所ほど赤字経営となりえる。

保育要件の認定においても保育時間が保護者の就労時間に応じて決められ、保育費用の給付に上限が設定される。設定された週当たりの保育時間を越えた部分に関しては保護者の全額自己負担が原則となり、給食費や行事参加も実費となる。そのため子どもは時間単位で保育所を利用せざるを得なくなり、保育の性格が「細切れ保育」に変容し、集団保育の実践、総合的な保育、発達保障は困難となる。

5. 今後の課題

現金給付方式となり公的責任を後退させる新保育制度の導入は、最も保育や支援を必要とする失業世帯、生活困窮世帯、虐待児童、処遇困難児童が必要な保育を受けられないこととなり、不況下の現在において時期的に最悪の選択といえる。政府は待機児童の増大を受けて供給量の増大には新保育制度の導入しかないと宣伝しているが、これは現行の公的保育制度の拡充によって十分対応できる問題である。国は早急に認可保育所の増設・整備計画をたて、保育分野への公費を増大し、認可保育所を増設し、保育士の待遇を改善すべきである。今求められているのは新保育制度の導入などではなく、認可保育所の増設であり、公的保育制度の拡充なのである。

「子ども・子育て新システム」に対する埼玉私保連の意見

子どもは生存、成長の権利を持って誕生してきます。子どもたちは、どんな地域、どんな家庭に生まれても、すこやかに育つ権利が等しく保障されなければなりません。

児童福祉の精神は、企業の利益や親の利益を優先にしたサービスではなく、子どもの利益を最優先にしたものでなくてはなりません。保育所は乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごすところであることから、家庭や地域と連携し、家庭教育の補完を行い、健康且つ安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動し、健全な心身の発達を図るところでなければなりません。

その為には、現行の児童福祉法に基づいた国と自治体の公的責任、最低基準、国庫補助負担金による財源保障、応能負担制度を守り、児童の権利保障、発達保障の更なる拡充、発展を図ることが必要不可欠です。

しかし、今、政府が進めようとしている「子ども・子育て新システム」では、すべての子どもに切れ目のないサービス保障をするとしながら、公的責任の縮小、最低基準の一部地方条例化、応益負担の導入による保護者負担の増など、子どもの最善の利益や子育て世代の願いとは逆行する方向で論議が進められ、保育を企業ビジネスとして産業化しようとしています。

欧州では、少子化や子どもにまつわる犯罪や事件を教訓にして、子どもの権利保障、保育の質の向上や保育料、教育費の無償化が進められております。

子どもの貧困、子育て困難家庭が広がっている時だからこそ、児童福祉法のもとで、十分に財源を確保し、国や自治体の責任で保育、子育て支援を充実して、質の高い保育を保障すべきと考えます。よって、今、政府が推し進めようとしている「子ども・子育て新システム」に反対します。



埼玉県保育団体連合会の集い ～子ども・子育て新システムに反対し、児童福祉を守る集い～

今、政府が進めようとしている「子ども・子育て新システム」に対して、埼玉県保育四団体（埼玉県保育協議会、日本保育協会埼玉支部、埼玉県私立保育園連盟、さいたま市私立保育園協会）は反対の意思表示をしており、合同の集い（埼玉県保育団体連合会）を下記の通り開催する運びとなりました。

各団体会員の皆様におかれましては、ご多用中のことと存じますが、ご参加いただけますようご案内申し上げます。一人でも多くの方にご参加いただきたいと思いますので、保護者の参加要請もお願いいたします。

日 時 2011年1月17日(月) 午後1時受付 午後1時30分開会
午後4時閉会予定
場 所 埼玉会館 小ホール
参加費 無料

◆◆ 編集後記 ◆◆

みなさんの園でも園児の安全対策には力をいれておられると思いますが、熊対策までお考えになられている園はそれ程多くはないのでは？ うちの園では4年前に近くに熊が現れ大騒ぎした経緯があり頭の痛い問題です。散歩コースの見直しを考えたり、熊よけの鈴を持たせたりとは考えていますが、「寝たふり」だけはしないよう教えるつもりです……。(S・K)

幼保一体化や運営費一般財源化を目指した保育制度改革が議論されていますが、これは一体誰に益するのでしょうか。児童処遇にける人手をそのままに、保育士の作業量を増やし、運営費を減額することは、直接的に入所児童への処遇を落とすこととなります。保護者にとっても保育所入所がし易くなるわけでもなく、却って応益負担による出費はかさみます。また、保育所が処遇困難児を敬遠する可能性も出てきます。保護者は保育所の幼稚園化や企業化など望んでおらず、ただ純粋に入所できる保育所と厚い処遇を望んでいるだけだと思うのですが、違うのでしょうか。(M・K)

事務局 (社)埼玉県私立保育園連盟 〒363-0015 桶川市南2-7-13 桶川中央マンション2F
TEL 048(772)8623 FAX 048(772)8635

保育園および園児を さまざまナリスクからサポートします

全私保連
保険制度

園児総合保障
共済制度

上記以外にも、「学童保育」や「園舎の火災保険」などの、
保険を取り扱っております。ご照会は、下記連絡先にどうぞ。

(社)全国私立保育園連盟指定・
東京海上日動火災保険株式会社代理店

有限会社ゼンポ

〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10 全国保育会館内
TEL 03-3865-3881 FAX 03-3865-2806

